

昭和村移住促進動画制作業務委託仕様書(案)

この仕様書は、昭和村（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）に委託して実施する「昭和村移住促進動画制作業務委託」を、円滑かつ効率的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

昭和村移住促進動画制作業務委託（以下、「本業務」という。）

2. 業務の目的

近年、コロナ禍により首都圏に住む若い世代を中心に、地方の豊かな自然環境や伝統文化の素晴らしさに価値を見出し、地方への移住を検討する人が増えている傾向がある。本村では、若い世代をターゲットとして、本村への移住者のリアルな日常の暮らしとやりがいのある仕事、村の豊かな自然環境、継承されてきた伝統文化等、本村の魅力が伝わる動画を制作し、ターゲット層に向けて発信することで、本村の移住促進を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）

4. 業務の内容

(1) 本村への移住の動機付けにつながる内容及び以下に掲げるターゲット層を意識した動画を制作すること。

①動画の内容

本村での暮らしに対して、本村での様々な可能性や自分らしさを発揮して暮らすことができることを感じさせる多くのシーンの紹介、基幹産業であるからむし織、カスミソウのPRをすることで、移住検討者への移住の動機付けにつながる動画を制作すること。なお、ターゲット層の移住者との撮影に関する調整は甲が行う。

②ターゲット層

下記に示すターゲット層の移住者が、本村でいきいきと働いている様子や日常の暮らし方等、移住検討者に憧れを抱かせるような本村での移住生活を魅力的に伝える動画を制作すること。

【ターゲット層】

- ・製作必須ターゲット層
 - (ア) からむし織に興味がある移住者
 - (イ) カスミソウ栽培に興味がある移住者
- ・その他提案製作ターゲット層
 - (ア) 村の手仕事や自然環境に興味があり、村の生活に魅力を感じている移住者
 - (イ) コロナ禍により働き方に変化があり、首都圏ではなく地方で働ける可能性を模索している移住者

- (2) 本村の魅力ある暮らしの空気感が伝わり、移住検討者の心に響き、本村への暮らしに惹かれるような音楽（BGM）、字幕、配色等の加工編集を行うこと。
- (3) 斬新な発想によるアイデアで、他市町村との差別化を図ること。
- (4) 各動画は、スマートフォンでの視聴や村ホームページ等での配信及び活用等を想定したものとすること。また、記載の配信及び活用方法以外に、制作した動画の効果的な活用方法について、積極的に提案すること。
- (5) 本業務における宣伝用素材としてのみならず、広く本村の移住促進施策に長期継続的に使用できるものとすること。
- (6) 成果品の確認、形態、納品方法について次に指定する媒体により納品する。
 - ①成果品の納品に先立ち、編集結果について甲の校正、確認を受けることとする。校正、確認の回数は3回程度を見込むこと。
 - ②作成した動画は、DVD-ROM等で一部納品すること（MPEG4形式及びWMV形式で納品）。
 - ③その他当該委託業務で使用した写真や動画等の電子データをDVD-ROM等で一部納品すること。

5. その他

(1) 成果品の使用用途について

甲は、本業務の成果品を次の①から⑤の用途で使用することを想定している。ただし、甲は上映や提供に伴い、その対価を得ないことを前提とする。

- ① SNS を含むインターネットへの掲載、配信
- ② 甲が主催、または出展するイベントでの上映
- ③ 公共施設での上映
- ④ 甲の受託者による放送
- ⑤ 放送を前提とした報道機関、マスメディア（ネットメディアを含む）への提供

(2) 成果品の権利処理

乙は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに甲に譲渡するものとする。

甲は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、乙はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(3) 業務履行上の注意事項

乙は、業務履行において次のアからウについて、特に注意を払うこととする。

- ア 撮影するときは、行事の進行を妨げたり、出場者や関係者等に不快な思いをさせないこと。
- イ 本業務で予定している敷地以外で撮影するときは、その場所の管理者へ許可を得ることはもとより、法令等により求められる手続きがある場合には遺漏なく行うこと。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限努めることとし、第三者から疑念を抱かせる行為を厳に慎むこと。

6. 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は本村と協議を行うこと。